

MONTHLY

神變別冊

宗派だより

令和5年6月号



令和五年六月六日発行
発行所 真言宗醍醐派宗務本庁

京都府伏見区
醍醐東大路町二十二
電話〇七五―五七―一〇〇二

今月の掲載内容

- ・若き日の空海上人に想いを寄せて
- ・録事
- ・宗派だより
- ・末寺・教会・醍醐寺だより
- ・本庁からのお知らせ
- ・醍醐寺からのお知らせ
- ・真言宗醍醐派臨時宗会
- ・真言宗醍醐派常置委員会
- ・総本山醍醐寺臨時顧問会

8 8 4 3 3 3 3 2 1

若き日の空海上人に想いを寄せて

本年の六月十五日は弘法大師（空海上人）の御誕生千二百五十年を迎える記念の日です。この日、醍醐寺では一山の僧侶が祖師堂に集い法要が営まれます。また、御誕生を記念しての大法要は十月二十一日に厳修を予定しています。

空海上人の幼名は「真魚」といい、讃岐国多度郡屏風ヶ浦に生まれたとされています。父方の家は讃岐国の地方豪族であり、父の佐伯直田公は郡司をつとめていました。母方の家である阿刀家は、代々学者を出している家柄で、母の兄弟の阿刀宿禰大足は官吏であり儒学者でもありました。空海上人は、佐伯家の三男として生を受けるも、兄二人は幼期に亡くなり後継者として育てられます。十五歳になると上京（長岡京）し、阿刀大足らから漢学などを学び、十八歳の頃には、当時の官吏養成の最高機関である大学寮に入学します。

あるとき、空海上人は一人の僧から『虚空藏菩薩求聞持法経（虚空藏菩薩能滿諸願最勝心陀羅尼求聞持法）』を授かります。この経の法を得るために空海上人は大学寮を退し山林修行を行い、土佐の室戸岬の窟に入り苦行の時を過ごすなど、仏道修行へと突き進まれました。

空海上人の若き頃に経験した憤懣は、当時本人によって記された『三教指帰』の中で顕著にうかがい知ることが出来ます。

大陸から伝えられた数々の教えの中に、理想の世につながる教えとして大乘仏教や雑密（密教）を探求し続けた空海上人のそのお姿は、全国各地で伝説として語り継がれ、人々の安心の礎として大師信仰が成しております。今なお高野の地に於いて、世界の平和と安寧を祈りおわします空海上人の御誕生の記念の年を迎えるにあたり奉祝申し上げます。

令和五年 告示第三号

真言宗醍醐派一般

真言宗醍醐派宗制第三章第六節宗会規定及び宗教法人「真言宗醍醐派」規則第二章第六節宗会規程により、令和五年六月十四日に施行する宗会議員選挙の選挙人名は別記の通りである。若し関係人で選挙人名並被選挙人名中誤字、脱字等を発見した場合、又、その他異議ある時は、令和五年五月二十五日午後六時までに申し出ること。右記、告示する。

【注意】

- ・姓名の前に○印のあるものは、選挙権のみであって被選挙権のないもの。
- ・立候補者は、三人以上の有権者推薦人連名調印の上、供託金五万円を添えて令和五年五月二十日午後六時までに、立候補届を宗務本庁に提出してください。尚、選挙公報資料も同時に提出してください。

名簿には、「代表役員法人登記」「法人代表印の印鑑証明」の提出をされていないもの、また、令和四年度分までの宗費及び教師賦課金が五月二日現在で納入していないものは、記載されておりません。名簿に記載のない方は、五月二十五日の選挙人名簿異議申立の期日までに必要書類の提出、宗費賦課金の納入をお願い致します。提出、納入のない場合は、選挙権はありませんので十分ご注意ください。

令和五年五月十日

真言宗醍醐派管長

大僧正 仲田順和

録事

▼教師補任

本宗籍

四月二十五日 伝法学院第九十一回生

中僧都 新湯

▼責任役員任命

三月二十日 愛媛 萬福寺

三月三十日 愛媛 明長寺

四月一日 三重 蓮福寺

三重 安楽寺

三重 無動寺

四月六日 愛媛 圓城坊

愛媛 金蓮寺

四月七日 三重 惣正寺

三重 蓮福寺

三重 薬師寺

三重 明王院

三重 龍徳寺

三重 福龍寺

岐阜 國恩寺

愛媛 無量寺

四月九日 北海道 観音寺

愛媛 光徳院

四月十日 広島 願成寺

四月十六日 北海道 妙龍寺

海南 良雄

竹田 海衆

今井 昭美

渡邊 英明

安藤 佐志

渡辺 眞志

竹本 仁弘

佐伯 哲雄

杉本 幸瑞

杉本 幸瑞

杉本 幸瑞

杉本 幸瑞

大井 敏美

松永 昭美

川端 晴美

岡田 隆玄

岡田 隆玄

岡田 隆玄

岡田 隆玄

岡田 隆玄

岡田 隆玄

岡田 隆玄

佐々木 昌美

佐々木 昌美

山尾 章雄

鈴木 観永

四月二十日 広島 大山寺

四月二十二日 山形南部 甲子大黒天本山寶珠寺

四月二十四日 福岡 関谷 良寛

四月二十七日 山形南部 重光院

福岡 金倉寺

福岡 三沢教会

四月二十八日 山形南部 光國寺

三月二十日 愛媛 萬福寺

三月二十日 愛媛 萬福寺

越智 幸二

越智 幸二

越智 幸二

越智 幸二

越智 幸二

越智 幸二

越智 幸二

越智 幸二

越智 幸二

越智 幸二

越智 幸二

越智 幸二

越智 幸二

越智 幸二

越智 幸二

越智 幸二

越智 幸二

越智 幸二

越智 幸二

越智 幸二

高橋 文雄

吉原 惠信

池原 惠信

山形南部 関谷 良寛

諫山 義雄

諫山 義雄

高橋 政典

高橋 政典

高橋 政典

高橋 政典

高橋 政典

高橋 政典

高橋 政典

高橋 政典

高橋 政典

高橋 政典

高橋 政典

高橋 政典

高橋 政典

高橋 政典

高橋 政典

高橋 政典

高橋 政典

高橋 政典

高橋 政典

高橋 政典

高橋 政典

高橋 政典

高橋 政典

伊佐治 敏郎

越智 隆文

曾我部 周二

三好 忠晴

尾作 敏幸

福嶋 晴之

曾我部 貴憲

伊藤 貴憲

菅原 貴憲

徳永 廣博

公原 廣博

夏井 紀博

成松 紀博

萩山 和夫

水野 佳宣

田房 正寿

尾野 敦視

土居 計彦

田房 計彦

宮川 秀夫

伊藤 忠男

高橋 宏嘉

菅原 主行

玉澤 廣子

福嶋 廣子

廣井 秀司

中津 康登

龜田 茂登

縮賀 正美

普門寺

大山寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

普門寺

宗派だより

親授式

令和五年二月二十八日(火) 午前十一時 金堂

奈良 奈良 來迎院 岡田 悦雄

宗内特別功勞表彰式 令和五年四月十五日(土) 午後二時 金堂

住職 勤続五十年 一名 住職 勤続三十年 一名
教師 在籍三十年 二十九名 宗務所長 任期満了 十名
六名

『同和問題』にとりくむ宗教教団連帯会議 第四十三回総会

令和五年四月二十日(木) 午後一時 東京グランドホテル (曹洞宗檀信徒会館)

浦郷 宜右 教学部長、飯田 俊海 教学部課長 補佐 出席

第九十一回生 醍醐山伝法学院卒業式 令和五年四月二十五日(火) 午前十時 伝法学院

真言宗十八本山法話リレー 辻説法 第一回 令和五年三月二十九日(水) 午後零時三十分 唐門前
第二回 令和五年四月二十九日(土) 午後零時三十分 唐門前

末寺・教会・醍醐寺だより

醍醐寺文化財仏像調査

令和五年三月十日(金) 三月十二日(日) 醍醐寺境内

副島 弘道氏ほか二名

醍醐寺文書聖教指定調査 令和五年三月十日(金) 三月十五日(水) 霊宝館

永村 眞氏ほか十八名

清瀧権現桜会 開白法要 令和五年四月一日(土) 午前八時 大般若転読会

解脱会三聖地巡礼祖山参拝 令和五年四月三日(月) 正午 柴燈大護摩供

釈尊降誕会 花まつり 令和五年四月八日(土) 午前十時 平理趣三昧

清瀧権現桜会 第六十八回 令和五年四月九日(日) 午後一時 豊太閤花見行列

清瀧権現桜会 中日法要 太閤殿下 京都信用金庫 理事長 榎田 隆之氏 午後十時 翻山青年連合会

感謝状授与式 令和五年四月十五日(土) 午後二時 金堂

埼玉 米原 恭淳氏 滋賀 羽田 恭子氏

京都 鶴田 一郎氏 京都 市原 義明氏・市原 悦子氏

大阪 岸野フサ子氏 大阪 岸田 政和氏

清瀧権現桜会 大蔵流奉納狂言 山口 松岡 隆雄氏 午後三時 金堂

『文山立』氏田 敦、谷岡伸二郎 午後二時 金堂

『口真似』茂山 宗彦、島田 洋海、松本 薫 午後一時三十分 柴燈大護摩供

神奈川 成就院 かむながらのみち九十九名団参 令和五年四月十六日(日) 午後零時三十分 柴燈大護摩供

大阪 大聖山不動寺十七名団参 令和五年四月十七日(月) 午後二時 西国三十三巡礼

清瀧権現桜会 結願法要 令和五年四月二十一日(金) 午前十時 柴燈大護摩供

東京 月星教会本山二十名団参 令和五年四月二十一日(金) 午後一時 柴燈大護摩供

本庁からのお知らせ

総務部より

宗教法人の寺院・教会は、毎年会計年度終了後四月以内に役員名簿と財産目録の写しを所轄庁(都道府県庁)に提出することとなっております(『宗教法人法』第二十五条第四項)。
この他にも、収支計算書、貸借対照表、境内建物に関する書類、事業に関する書類の写しは、提出が必要となる場合があります(詳細は、真言宗醍醐派宗務本庁ホームページ又は、文化庁ホームページ参照)。
宗務本庁では、これらの書類の写しを本庁にも提出いただくことを、宗教法人並びに非宗教法人の寺院・教会にお願いいたしております。

財務部より

宗費賦課金をご納入いただきましたまして、誠に有り難うございます。
令和五年度分宗費賦課金は、六月以降にご請求させていただきます。
本宗教師・修験道教師の方で銀行引き落とし(個人宗費に限り)に登録されている場合は、八月二十八日(月)の引き落としとなります。
各種お支払いに関するお問い合わせは、宗務本庁財務部までお願いいたします。

教学部より

修験伝法教校 令和五年十月七日(土) 十月十一日(水)
※詳細は教学部までお問い合わせください。
教学部では、さまざまな研修会のご要望を募集しております。
現地での開催希望の場合は宗務所単位や、ある程度の参加人数でのご相談となりますので、是非お問い合わせください。

醍醐寺からのお知らせ

三宝院門跡葛城山蓮華入峰 令和五年七月七日(金) 葛城山転法輪寺 入峰修行 柴燈大護摩
※別紙申込書にてお申し込みください。
三宝院門跡大峯山奥駈修行入峰 令和五年七月二十日(木) 七月二十二日(土)
※参加ご希望の方は本山までお問い合わせください。
弘法大師御誕生千二百五十年慶讃大法要 令和五年十月二十一日(土)
※詳細が決まり次第お知らせいたします。
醍醐寺アカデミー・オープンテンプル
「寺院・教会の後継者」育成のための醍醐寺アカデミー、「仏教のこころ」を学ぶオープンテンプルを皆様もご利用ください。
令和五年六月二十四日(土)、九月九日(土)、十二月二日(土)、令和六年三月九日(土) 専門コース
令和五年六月二十五日(日)、九月十日(日)、十二月三日(日)、令和六年三月十日(日)

令和四年七月二十六日

真言宗醍醐派臨時宗会

(議事要録)

議席決定。(議席については任期中変わらず)という
うことで提案。了承される。)

- 一番 高志 慈海
- 二番 大原 弘敬
- 三番 森村 政昭
- 四番 叶 義啓
- 五番 寶川 良隆
- 六番 和氣 正真
- 七番 西坂 栄峰
- 八番 岩鶴 密雄
- 九番 奥田 知正
- 十番 大道 厳猛
- 十一番 荻原 隆朝
- 十二番 岩城 秀親

(番外席は次の通り)

- 番外一番 壁瀬 宥雅・宗務総長
- 番外二番 仲田 順英・総務部長
- 番外三番 浦郷 宜右・教学部長
- 番外四番 三好 祥徳・財務部長
- 番外五番 田中 祐考・伝法学院院長
- 幹事 小暮 徹順・総務課長

(午前十時一分から開会式)

開会式

管長猥下告諭

壁瀬宗務総長Ⅱ(告諭代読)

「告諭。本日臨時宗会を招集致しましたところ、議員、

各委員にはご多忙の中ご登山くださり、まことにありがたうございます。今も尚、新型コロナの流行は人々を不安に陥れています。一時は落ち着く兆しが見えたようにも感じられました。しかし、感染は再び拡大し、終息にはまだまだ程遠い状況です。加えて、欧州で起きた悲惨な戦争は多くの市民を含めた人命の犠牲を出し、石油や原材料の不足、更には食料危機を招き、世界中の人々を苦しめております。混乱が重なり、不安定で平和も脅かされている現在、世界の混乱の起因を調伏し、鎮めるべく醍醐寺は、本年十月に太元帥大法を修します。そして、今上天皇の安寧と令和の御代の太平を祈ります。

皆様にとりましても大変な時期とは存じますが、一刻も早く穏やかな日々が戻るために、太元帥大法の成就にご協力くださることを切に望み、告諭と致します。

令和四年七月二十六日

真言宗醍醐派管長

大僧正 仲田順和

議長答辞

岩鶴議長Ⅱ本日、令和三年度の宗務本庁決算のために議員十二名、全員登山致しました。管長猥下におかれましては、コロナウィルスの蔓延等、また、お体のこともございましてご臨席賜れないのは非常に残念でございますが、今、総長から告諭がございましたように、本年の十月から開催されます太元帥大法に際しまして、コロナウィルス蔓延の一刻も早い終息、そして日本国内で初めて発見されましたサル痘の感染抑止様々な意味を持つて修法されると思えます。

この第七波の到来により経済も困窮し、総本山である醍醐寺も含め、我々末寺も様々な行事が中止、延期をされ非常に混迷を極めております。

そういうことも踏まえて、我々がこれからどうあるべきか、また本庁の運営、醍醐寺の維持に対して真剣に取り組んでいきたい。戦後七十七年を迎えまして、

頓にそういうことを思うようになりました。ともあれ、限られた時間ではございますが、議員十二名、提出された議案を慎重に審査し、この宗会を無事に、そして滞りなく終了したいと存じております。長々と話をしました。管長猥下への答辞とさせていただきます。

―議長、議長席へ―

小暮幹事Ⅱ定員十二名、出席者十二名、『真言宗醍醐派宗制』第三章第六節第二十二条の規定を満たしておりますことをご報告申し上げます。『真言宗醍醐派宗制』第三章第六節第九十一条並びに『真言宗醍醐派規則』第二章第六節第二十条の規定により、臨時宗会の開会宣言をよろしくお願い致します。

岩鶴議長Ⅱ真言宗醍醐派臨時宗会を開会致します。まず、臨時宗会の各委員会を決定したいと存じます。前回の宗会で委員会構成を行ないましたが、それと同様の委員会構成で行ないたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

―「異議なし」の声―

岩鶴議長Ⅱ異議なしと認めますので、それでは委員会構成を述べさせていただきます。

議長、岩鶴密雄。副議長、大原弘敬。常置委員会。委員長、岩鶴密雄。大原弘敬、森村政昭、大道厳猛、荻原隆朝。

予算委員会。委員長、岩城秀親。委員、高志慈海、寶川良隆、叶義啓、大道厳猛。

決算委員会。委員長、西坂栄峰。委員、森村政昭、奥田知正。

請願委員。委員長、荻原隆朝。高志慈海、和氣正真。

署名議員、叶義啓、奥田知正。

院内幹事です。寶川良隆、和氣正真。

以上、申し上げた議員の方に各委員会をお願いしたいと思います。ご異議ないでしょうか。

―「異議なし」の声―

壁瀬宗務総長Ⅱ議員、各委員におかれましては、お忙しい中、この決算のための臨時宗会にご登山賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

初めに、管長殿下におかれましては、年初に少し体調を崩されまして静養していただいております。日に日に元気になっておられるところです。間もなく私共の前に現れていただいて、ご指導が可能になる形になるうかと思っております。

それでは、本日の宗会の番外議員をご紹介致します。番外一番、宗務総長、壁瀬宥雅です。よろしくお願いを申し上げます。番外二番、総務部長、仲田順英。番外三番、教学部長、浦郷宜右。番外四番、財務部長、三好祥徳。番外五番、伝法学院院長、田中祐考。以上、管長殿下より任命を受けています。

また本日の臨時宗会をスムーズに運ぶために、幹事、書記を任命しています。

まず臨時宗会の幹事、小暮徹順・総務部課長。次に、百目鬼幸秀・教学部課長。書記として、壁瀬智泉・総務部課長補佐。飯田俊海・教学部課長補佐。工藤泰光・財務部課長補佐。渡邊慧海・総務部係長。岩井美晴・財務部長。長瀬福男・参与。柴田千帆・総務部本庁担当。米田景子・教学部本庁担当。太田素子・財務部本庁担当。以上、任命を致しました。よろしくお願ひ致します。

岩鶴議長Ⅱ議案にまいります。

本日上程されました「令和三年度真言宗醍醐派宗務本庁歳入歳出決算書(案)」について、ご説明をよろしくお願ひします。

壁瀬宗務総長Ⅱお手元の資料をご覧ください。「令和三年度真言宗醍醐派宗務本庁歳入歳出決算書(案)」です。

まず予算規模としては、予算が七千九百三十万円で、決算が七千三百三十四万六千五百十四円。五百九十五万三千四百八十六円の減という形で決算致

しました。詳細については、番外四番の財務部長よりご説明申し上げます。

三好財務部長Ⅱ「令和三年度真言宗醍醐派宗務本庁歳入歳出決算書(案)」をご説明します。

―令和三年度真言宗醍醐派宗務本庁歳入歳出

決算は、歳入総額予算七千九百三十万円に対して決算七千三百三十四万六千五百十四円であったこと、歳出予算七千九百三十万円に対して決算七千三百三十四万六千五百十四円であったことが、款項目に沿って説明された。次いで、当期は百四十一万六千八百二十二円の剰余金が発生し、次期繰越剰余金合計が三百二十八万十一円となったことが説明された。

壁瀬宗務総長Ⅱただ今、財務部長が説明した通り、令和三年度の決算書(案)と剰余金の処分について、ご審議をお願いします。

岩鶴議長Ⅱただ今、第一号議案の説明をいただきました。ご質問のある方は挙手をもってどうぞ。

岩城議員Ⅱ今回の決算は百八十万円余りの剰余金が出て、黒字決算になったわけですが、基本的な収入である宗費賦課金がざっと八百六十万円減になっています。三月の宗会で出された教師数は確か本宗籍が千四百二名で、修験道籍が千三百九十四名だったと思えます。過年度も含めて、実際の納入者の割合がどれくらいかは分かりますか。

毎年同じことを言いますが、ある程度整理しないと、このままでは予算と決算との差額が大きくなるだけで実質的な予算が組めない。予算委員会等でもこの問題は話に出てきますが、除籍といった形で何とか整理して、できるだけ実質に近い予算が組めるようにしないといけないのではないかと思います。

それと免除。実際には免除制度はないわけですが、一応毎年ありまして、免除費と言うか、所謂未納金は

確か今年には百三十万円ぐらいだったと思います。

規定が無い中で実際こういうことになっていますので、除籍も含めて、もう一度この免除の件を規定する必要がありますかと思っています。規定がなければ本庁が勝手に除籍や免除をすることはできないので、早急に規則を作って、実質的な決算が組めるようにお願いしたいと思います。それが一点目。

二点目ですが、「機関誌製作費」について、これは『神変』の何年何月号から何年何月号までの支出だったですか。確か一月号とか二月三月号ですか、合併号ですか、これは年度を超えていたと思いますので、この中には何時から何時までの支出額になっているのか。

それと当初の予算では、二カ月に一回一号出すという予算だったと思うのですが、実際的には五カ月分の合併号もできましたので、予算的にはもう少し余っているというか、要らなかったかなと思います。それが二点目。

三点目。「伝法学院交付金」です。この前の予算委員会かどこかで「これは給与費だ」ということでしたが、それは院長や参与という伝法学院に関係のある方の給与ということなのか。それともこの「宗務本庁費」の「給与費」と一緒と考えられるものなのか。去年は寮監がかなり早い時期から不在だったと思いますが、給与費がマイナスになっているのは、そういう意味なのかどうかをお聞きます。

もう一点。「雑費」の中に「弁護士費用含む」と書かれています。以前、『宗制』を弁護士に見てもらっているというお話をお聞きしました。その経費は本山から出ているというお話だったと思います。この弁護士費用というのは、具体的にはどういうことなのか。

もう一つ、すみません。「東京出張所費」ですが、毎年十万円が支出されておりまして、東京の各省庁との交渉等でももちろん必要な経費ですが、今、総務部長が兼務されています。確か品川寺の住職ではなく、しかも京都に在住だと思っておりますが、これは実際的にどのように使われているのか、できたら聞きたい。以上です。

岩鶴議長Ⅱ十二番、岩城議員の質問の中に、質問と要望が混在しておりましたので、どうでしょう。当局のほうで整理して、要望ではなくて質問に対してお答えになられることは可能でしょうか。

壁瀬宗務総長Ⅱまず賦課金です。昨年度は減額と申しましたか、賦課金を圧縮したのにはしていただきました。比較対象にならないということで、一昨年、要するに令和元年、平成三十一年度と比べますと、本年は約十パーセントの減額になっています。その主な要因は、皆様ご承知の通り、コロナ等で、免除或いは免除申請をしておられないけれども、納めておられないというようなことが影響しているということとです。

今、岩城議員のほうから、教師をきちっと整理するようにということも本当に大切なことです。しかし、今は非常事態と申しましょうか、そういう時期でもありますので、その辺を加味しながら今後、宗費の小委員会、諸制度審議委員会等において、この取り扱いを慎重に審議していきたいと思っております。

続いて学院ですが、学院の交付金に関しては、当該の院長と役員も責任を持っていますので、パーセンテージは分かりませんが、役員のほんの一部をこの伝法学院の交付金から支出しています。

そして弁護士費用に関しては、まだ申し上げるわけにはいかないところですが、昨今、非常に宗務の法律的な部分について、どうしても弁護士の力を得ないといけないということがあります。

弁護士は当然のことながら年間で契約するわけですがそれは醍醐寺から出しているのですが、本庁に関してご足労いただいた部分については本庁から支出する形です。しかし、今後、なかなかそうはいかなくなってくるのではないかと考えています。

従って、この「雑費」という項目で賄えるのかどうかいずれにしても弁護士の力を得ないといけない案件が非常に増えているとご理解いただきたいと思えます。

それから「東京出張諸費」に関しては、従前通り、総務部長が東京のほうで活動しています。従って、従

前通りですので、そのようにご理解をいただきたいと思えます。

仲田総務部長Ⅱ『神変』誌について、年度で発行しているものは年度内で、発刊が遅れたものに関して前年度で精算をしています。大変遅れて申し訳ございません。費用的には印刷費はそんなに変わらないので前年は六百万円の予算でしたが、今年度は五百八十万の予算をいただいて、ぎりぎりまで何とか行けたところとです。皆様ご存じの通り、四月からは毎月、別冊『神変』として行くように致しております、その経費については本年度予算の中で執行してまいりたいと思えます。

また、教師の納入率ですが、本宗教師が大体八十パーセント、修験道教師がここ二年ぐらい少し低くなりまして五十パーセントぐらいです。この問題については以前から諸制度審議委員会を開かせていただいて、規定等の話も以前したことがあります、岩城議員のご指摘の通り、今後その辺の規定を考えていきたいと思えます。

弁護士に関しては、宗務所や末寺のほうで困っていることがあった時に専門的な知識が必要になります。そういう時には私共が間に入りながら、先生方にそちらまで行っていただいたりすることも出てきました。定期的な契約以外に、お時間を割いていただいた分の本庁に関するものについてのみ、今回、決算の中に入れたという経緯です。

叶議員Ⅱ意見というよりは、この決算に関する宗会が最後だと思ひまして、感想としてお聞きいただければと思ひます。

先ほど岩城議員からも出ていましたが、宗費賦課金について、毎年差があるし、令和三年度については先ほどのお話にもありました、コロナの部分もあります。しかし、私がつくりしたのは未納者が大変多いということとです。お坊さんたる者がルールを守らない。そういう方々が多いことがわかりました。私もサラリーマンを経験していますが、会社でルールを守らな

いということは首に繋がるということで、皆それぞれ大変な中やってきていました。僧侶については、これから議論されるでしょうが、何のお咎めもないと「放っておいても何も言われない」と言っているのを巷で聞いたこともありませう。

何が言いたいかと言いますと、私は子供の時から僧侶、坊さんというのは威厳があつて、また優しいところがあつて尊敬してました。そして今日このようにやつておるわけです。ルールを守らん人がいるということが非常に残念です。賦課金だけでなく、責任役員総代の任期切れも放つたらかすと。それから、前々から話が出ていますが、備え付け書類が完備されていない寺院も多いと。

私達、一人一人がやはり罰を与えられなければできないというのは悲しいということとです。

ですが、何時までも改善されないというのであれば、小委員会なり諸制度なりで、未納の方を放っておくのではなく、例えば教師免許の取り消し等も検討していかなければならないのかなと。残念なことですが、つくづくこの宗会に出席して感じたことです。一応、感想としてお聞きください。

壁瀬宗務総長Ⅱ僧侶たる者、これは一般の方々よりも遙かに自分を律するという高い意識が求められるわけですから、その辺は本堂に一人一人が自覚を持っていただきたいと思うわけです。本堂に貴重なご意見です。ただ、『宗教法人法』その他はそのようなことを含めて、言わば性善説によって成り立っている部分があります。従って、醍醐派の規則等もそうした性善説を基に、僧侶たる者が自分を律することを忘れることはないということが前提になっているということとです。もちろん本山ももっと緊張感を持たなければいけません。宗務本庁もそうです。そのような私共の姿勢もまた今後改めてまいりたいと思っております。

大道議員Ⅱ人件費に関して、十パーセントカットという説明がありました。その数字が減額百六万二千元であると。私も中のことは分からなくて言っているの

ですが、機関誌のところでもっと工夫して、人件費のカット分を何とかするとか、他のところで頑張って補填するということは難しいのでしょうか。

やはり働いている方の生活、今の世界の物価高を考えると、確かにコロナで減額するのは仕方がないのかもしれませんが、できれば働いている方も一生懸命働いておられると思うので、そこら辺は何とかならないのかなという気がしております。

仲田総務部長 何分コロナが二年続いてしまい、醍醐寺の収入減に響いているのですが、当初は管長殿下、総長より、「雇用と給与を守れ」という至上命令が出ていましたので必死で頑張りました。二年目、どうしても大変になりましたので、カット致しましたが、今年度七月より給与は元に戻しています。そのようなことをいろいろ調整しながら、従業員の皆様の雇用等はしっかりと守っていきたいと思っています。

和気議員 先ほど叶議員からも話がありましたが、やはり賦課金の未納の問題、私も一定のルールは必要だと思えます。但し、やはり地方では本当に檀家さんも減り、信者さんも減り、寺院、僧侶を取り巻く環境が厳しくなってきたところもあります。一人一人事情が違いますので、一律にここを決めてしまうのは非常に厳しいところが地方では多くあるのではないかなと思います。そういうところも含めて今後議論をぜひ進めていただきたいと思えます。また、未納の方に対して通達などどのようにされているのでしょうか。

仲田総務部長 以前、この問題について、諸制度で話し合われた時にも議論されましたが、なかなか罰則規定ができなかったという経緯がございます。様々な事情で未納になっている教師もいらっしゃいますので、そういったところのバランス等も考えていかなければと思っています。

皆様方のご意見もしっかり汲み上げながら、この問題について考えていきたいと思います。各議員のご協

力も不可欠ですので、よろしくお願い致します。

それから未納者に対しての通達については、年に二回、納入依頼を発送しております。また、前財務部長からの取り組みとして、新しく僧侶になった方に関しては、宗費を自動引き落としをお願いするような取り組みも行なっております。

和気議員 要望と言いますか提案ですが、これは宗会だけで決められない問題なのかもしれませんが「宗務所報償金」のことです。ここも今後はどうするのかを議論する時期に来ているのではないかと個人的には思っています。本当に決算が厳しいところで、この部分も一つ課題になるのかなと感じています。

壁瀬宗務総長 私も「宗務所報償金」については、以前からいろいろご意見をいただいているところで、確かに、十パーセントという料率、また「宗務所報償金」の在り方を検証していくという時期に来ていると思えますので、その点も含めて今後小委員会等これらを議論してもらいたいと思っています。

岩鶴議長 それでは昨日午後三時から常置委員会が開催され、監査を致しました。その監査報告を常置委員会から願います。

大原議員 (岩鶴密雄委員長に代わり報告)
「令和四年度常置委員会に提出されました令和三年度真言宗醍醐派宗務本庁歳入歳出決算書(案)」は、慎重審議、監査の結果、適正と認めます。」

岩鶴議長 ただ今、常置委員会からの監査報告を受けました。ここで「令和三年度真言宗醍醐派宗務本庁歳入歳出決算書(案)」について、決算委員会に付託をしたいと思います。ご異議ないでしょうか。

—「異議なし」の声—

岩鶴議長 冒頭に申し上げました決算委員、委員長・

西坂栄峰議員、委員・森村政昭議員、奥田知正議員、三名ですので、決算をよろしく願います。

—午前十一時から午前十一時三十分まで休憩—

岩鶴議長 決算委員会からの報告をお願い致します。

西坂議員 「令和四年度決算委員会に提示されました、令和三年度真言宗醍醐派宗務本庁歳入歳出決算書(案)」は、慎重に審議の結果、適正と認めます。」

岩鶴議長 「令和三年度真言宗醍醐派宗務本庁歳入歳出決算書(案)」について、慎重審議が重ねられ結論に至ったと思います。ここで採決に移りたいと思います。よろしゅうございますか。

—「異議なし」の声—

岩鶴議長 第一号議案「令和三年度真言宗醍醐派宗務本庁歳入歳出決算書(案)」に関する件」に対して、原案に賛成の方、挙手をお願いします。

—全議員、挙手—

岩鶴議長 満場一致で承認されました。

壁瀬宗務総長 ただ今、「令和三年度真言宗醍醐派宗務本庁歳入歳出決算書(案)」について、適正ということで、これをお認めいただきましたこと、御礼を申し上げます。ありがとうございます。

岩鶴議長 臨時宗会に上程されました第一号議案「令和三年度真言宗醍醐派宗務本庁歳入歳出決算書(案)」について、満場一致で承認をいただきました。お手元の資料の「(案)」を削除しておいてください。

以上をもちまして、真言宗醍醐派臨時宗会を閉会致します。

(午前十一時四十分、本会議終了)

(午前十一時五十分から閉会式)

閉会式

宗務総長挨拶

壁瀬宗務総長「令和三年度の決算が承認されましたこと、御礼申し上げます。また、その決算に関しても様々なご意見、また委員会でも大変貴重なご意見も賜りました。それらのことも今後の宗務に十分に活かしてまいりたいと思っております。本日は本当にありがとうございました。」

御法楽

小暮幹事「これを持ちまして、臨時宗会閉会式を終わらせていただきます。」

(午前十一時五十二分、終了)

※「令和三年度真言宗醍醐派宗務本庁歳入歳出決算書」は、「神慶」本誌にて別掲させていただきます。



令和四年七月二十五日

真言宗醍醐派常置委員会

真言宗醍醐派常置委員会(岩鶴密雄委員長)が去る七月二十五日、宗務本庁で開かれた。同委員会では、「令和三年度真言宗醍醐派宗務本庁決算書(案)」の監査が行われ、慎重に審議された結果、適正であると認められた。

〔出席委員〕

岩鶴 密雄 大原 弘敬 森村 政昭
大道 厳猛 萩原 隆朝

〔内局〕

壁瀬 宥雅 宗務総長
仲田 順英 総務部長
浦郷 宜右 教学部長
三好 祥徳 財務部長
幹事・小暮 徹順 総務課長

常置委員会は午後一時から開かれ、ご法楽に続いて、壁瀬宗務総長が挨拶の後、「令和三年度真言宗醍醐派宗務本庁決算書(案)」について三好祥徳財務部長が説明し、監査に入った。

令和三年度の歳入歳出予算総額七千九百三十万円に對して、決算額は七千三百三十四万六千五百十四円で、予算に對して五百九十五万三千四百八十六円の減となっている。新型コロナウイルス禍で、財政的に苦しい状況が続いており、歳入の部の第一款宗費賦課金は約八百六十万円の減となった。

歳出の部では給与を十パーセントカットするなど、各項目で支出が抑えられた。その結果百八十六万三千百八十九円の剰余金が出た。この剰余金は前年度までの剰余金残額百四十一万六千八百二十二円とともに次期に繰り越させることとなった。

この決算書(案)は、常置委員会の監査の結果、適正な処理がされると認められた。監査が終了したので、次の宗会に上程され、承認を求めることになる。

令和四年七月二十五日

総本山醍醐寺臨時顧問会

総本山醍醐寺の臨時顧問会が、去る七月二十五日に醍醐寺で開かれ、「令和三年度総本山醍醐寺寺務所決算書(案)」を審議し、原案通り承認した。

〔出席顧問〕(順不同、敬称略)

藍川 全淨 高畑 隆憲 瀧澤 良祐
岩鶴 密雄 大原 弘敬

〔本山当局〕

壁瀬 宥雅 執行長 仲田 順英 執行
浦郷 宜右 執行 三好 祥徳 執行
幹事・小暮 徹順 総務課長

臨時顧問会は午後三時から開かれ、ご法楽の後、議長の出が行われ、顧問の互選で岩鶴顧問が議長となった。

議長選出後、直ちに「令和三年度総本山醍醐寺寺務所決算(案)」の審議に入った。

令和三年度決算の総額は、歳入、歳出とも六億三千四百一十一万三千八百八十四円で、予算に對して一億三千四百六十八万八千六百十六円の減となっている。この総額の内、經常収入は約三億五千九百万円で、經常支出は約四億八千七百万であり、約一億二千八百万円の支出オーバーの決算となっている。

新型コロナウイルスの影響で、拝観収入が大幅な減額となっただけでなく、「五大力尊仁王会」の収入も減額となった。歳出では、各項目で節約に努められたが、歳入の範囲内に収めることは難しく、短期の借入等が実施された。

この決算案は、慎重審議の結果、原案通り承認された。
〔臨時顧問会諮問事項〕

令和三年度総本山醍醐寺寺務所決算書(案)

令和五年 告示第四号

真言宗醍醐派一般

真言宗醍醐派規則第二章第六節第十八条の規定に基づき、左記の者を真言宗醍醐派宗会議員に特任する。

記

愛媛県	金仙寺	今井	奉一
宮崎県	光明院	谷山	光信

以上

令和五年五月二十六日

真言宗醍醐派管長

大僧正 仲田順和

令和五年 告示第五号

真言宗醍醐派一般

令和五年六月十四日執行する真言宗醍醐派宗会議員選挙の立候補者は、左記の通りにつき、告示する。

記

(届出順)

奈良県	千光寺	大塚	静弘
福岡県	不動院	大原	弘敬
新潟県	萬覺院	丸山	亮淨
京都府	法界寺	岩城	秀親
静岡県	一乘院	橘	栄徳
三重県	大宝院	岩鶴	密雄
香川県	道隆寺	和氣	正真
大阪県	大聖山不動寺	藤澤	寛秀
兵庫県	善光寺	大道	巖猛
北海道	弘法寺	黒岩	聖款

以上

令和五年五月二十六日

真言宗醍醐派管長

大僧正 仲田順和

告知書

真言宗醍醐派宗会議員選挙に関して、令和五年五月二十五日、立候補辞退届締め切り(午後六時)の時点において、立候補者は上記立候補者氏名告示の通りであった。

宗教法人「真言宗醍醐派」規則第二章第六節第十八条一項の規定に基づき、立候補者十名の無投票当選を告知する。尚、当選告示、当選証交付は、令和五年六月十四日に執行する。

以上

令和五年五月二十六日

真言宗醍醐派管長

大僧正 仲田順和

<p>大峯山陀羅尼助丸 花谷神変堂</p> <p>〒638-1043 奈良県吉野郡天川村洞川235 TEL (0747) 641004 FAX (0747) 641007</p>	<p>林勘法衣店</p> <p>〒602-10874 京都市上京区河原町丸太町 西筋下ル東土御門町345 TEL (075) 231122 FAX (075) 255166 E-mail hayashikan@beach.ocn.ne.jp</p>	<p>井筒法衣店</p> <p>〒600-18468 京都市下京区堀川通新花屋町角 (西本願寺前) TEL (075) 365100 FAX (075) 353170 フジヤル 0120-10751730</p>	<p>田中伊雅佛具店</p> <p>〒600-18453 京都市下京区万寿寺西洞院東入ル TEL (075) 351125 FAX (075) 341188 http://www.tanakaiga.com</p>
<p>松栄堂</p> <p>〒604-10857 京都市中京区烏丸通二条上ル東側 TEL (075) 212155 https://www.shoyeido.co.jp</p>	<p>今井半念珠店</p> <p>〒605-10934 京都市東山区大黒町通正南入 TEL (075) 561103 FAX (075) 525125</p>	<p>上田法衣佛具店</p> <p>〒604-10913 京都市中京区河原町二条西入上る TEL (075) 221133 FAX (075) 211185</p>	<p>土山印刷株式会社</p> <p>〒601-18308 京都市南区吉祥院向田東町14 TEL (075) 312113 FAX (075) 313185 www.tsuchiyanama.co.jp</p>
<p>和光印刷株式会社</p> <p>〒602-10012 京都市上京区烏丸通上御霊前上ル TEL (075) 441154 FAX (075) 441149 E-mail info@wako-print.co.jp</p>	<p>杉本権七法衣店</p> <p>〒600-18304 京都市下京区新町通六条下ル TEL (075) 351128 FAX (075) 341167</p>	<p>山城屋文政堂 藤井佐兵衛</p> <p>〒600-18029 京都市下京区寺町通五条上ル TEL (075) 351193 FAX (075) 343155 http://yamasa-bunseido.com</p>	<p>大住法衣店</p> <p>〒604-18274 京都市中京区小川通三条上ル西堂町 TEL (075) 221130 FAX (075) 221130 E-mail oosumihoi@gmail.com</p>

醍醐寺売店 今月のおすすめ品

【醍醐寺特選 ゆば丼の素】



内容量／180g
特定原材料等／小麦
日持ち／120日以上
販売価格／680円(税込)

生ゆばをたっぷり并使用し、椎茸、細切り筍を加えた餡を
生姜風味で仕上げた上品でやさしい京風のお味です。

お問い合わせ先 三宝院売店
TEL/FAX 075-571-0112



https://daigoji-ugetsu.raku-uru.jp

真言宗醍醐派公式ホームページのURLは、

<https://www.daigo.ne.jp/> です。

宗派内ページ（ログインが必要*）からは、所轄庁
提出書類（収支計算書、財産目録、境内建物に関する
書類）のひな型や責任役員、総代任命などに関する
書類、僧階昇補、住所変更等に関する書類などが
ダウンロードできます。また、寺院・教会名簿なども
閲覧できますので、是非ご活用ください。

*宗派内ページへのログインパスワードは、shoubou1145 です。